

2026(令和 8)年 8 月 27 日

農林水産大臣
鈴木 憲和 殿

政府備蓄米の早期買戻しに関する要請

中道改革連合 農林水産部会
立憲民主党 農林水産部会
公明党 農林水産部会

どのような不測の事態が起こっても国民を飢えさせることがないように、食料が安定的に供給される体制を構築し、維持することは、国の基本的かつ重大な責務である。しかるに、一昨年の米不足に端を発し米価高騰を招いた、令和の米騒動とも言われる一連の事態は、現在に至るまで、広く国民に大きな混乱と損失をもたらしている。その対応として、政府は昨年、備蓄米の放出を実施した。当初は一般競争入札により、次いで随意契約により放出が行われ、放出量は合計で 59 万トンにも上る。

一方、農林水産省は、米の政府備蓄について適正水準を 100 万トン程度としつつ、実際には毎期末の備蓄量が 91 万トンとなるよう運用してきたが、現在の備蓄量は 32 万トンまで減少している。しかも、その大半は、通常であれば非主食用として売り払う 5 年以上の持越米であり、主食用に適した米に限ればわずか 5 万トンにとどまる状況となっている。備蓄米は、一度放出すれば終わりではない。食料安全保障の観点から、いつまた生じるか分からない不測の事態に備え、食糧法及び基本指針に基づき、常に必要な水準を確保しておかなければならない。

さらに、先般公表された令和 7 年度の食料自給率は、カロリーベースで 37%となった。米価の高騰等に伴う米消費の減少や輸入増も指摘される中、主食である米の需給や価格が不安定化することは、国民の米離れや国内供給基盤の弱体化にもつながりかねない。こうした観点からも、政府備蓄米を適正水準へ早期に回復させることは、我が国の食料安全保障に関わる喫緊の課題である。

先に三党が提出した「水田政策の見直しに関する提言」でも、備蓄制度の機動的運用、政府備蓄米の速やかな適正水準への回復、買入れ・買戻しの着実な実施を求めた。過去にも、平成 26 年産米では過剰在庫等を背景に米価が大きく下落し、稲作農業の経営に支障を来たす懸念から政府が緊急対策を講じた経緯がある。現在、生産者は新たな水田政策の導入を控えた時期を迎えており、過剰在庫による急激な価格下落は、単年度の価格問題にとどまらず、生産者の作付意欲、担い手の維持、ひいては国内供給力を損なうおそれが大きい。

政府が買戻しによる価格への影響を理由に慎重な姿勢を示してい

ることは承知している。しかし、そのことをもって、法律及び基本指針に基づく適正備蓄水準の回復を先送りすることは許されない。買戻しは特定の価格水準の維持を目的とするものではなく、食料安全保障上必要な備蓄水準を回復し、需給の過度な変動から国民生活と国内生産基盤を守るための措置である。政府は、最新の作柄概況、民間在庫、販売動向、価格動向等を踏まえ、国民に丁寧に説明しつつ、消費者負担にも十分配慮して、計画的かつ可能な限り前倒しで買戻し・買入れを実施すべきである。

なお、去年の一般競争入札による放出に際しては、全て原則１年以内に買い戻すという条件が付され、その後変遷を経たものの、随意契約による放出分についても買戻しを行う方針は明確に示されている。

以上を踏まえ、我が国の食料安全保障の確保に向けて、適正水準の米の備蓄量を維持する責務のある政府に対し、以下の事項を強く要請する。

記

1 政府備蓄米を適正備蓄水準である 100 万トン程度へ回復するため、できるだけ早期に、可能な限り多い量の備蓄米の買戻しを行うこと。単なる名目上の備蓄量ではなく、主食用として迅速に供給可能な年産・品質の備蓄を確保すること。

2 最新の作柄概況、民間在庫、販売動向、価格動向等を踏まえ、買戻し・買入れの判断基準、工程、規模の考え方を速やかに示すこと。その際、過剰在庫による急激な価格下落が、生産者の作付意欲、担い手の維持、国内供給力に及ぼしうる影響を踏まえ、需給の過度な振れを防ぐ観点から、買戻し・買入れを計画的かつ可能な限り前倒しして実施すること。

3 買戻しは特定の価格水準の維持を目的とするものではなく、食料安全保障と需給安定のための措置であることを明確にして国民理解を得た上で、消費者負担にも十分配慮した運用とすること。

4 民間備蓄制度の本格導入までの移行期も含め、民間在庫や集荷・流通・販売現場との連携、品質確認、保管、物流などの課題を検証し、備蓄制度の機動的な運用改善を進めること。

以上